犯罪利用預金 口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第三十六条第一 項の規定に

よる立入検査をする職 員  $\mathcal{O}$ 携带、 す る身分を示 す証 明 書  $\mathcal{O}$ 様 式 を定め る命令 0 部改 正

第●条 犯罪 利 用 預 金  $\Box$ 座 等 に係る。 資 金に、 よる被害 口 [復分配 金  $\mathcal{O}$ 支払等に関 す る法 律第三十六条第 項 の規

農林水産省、令第二号)の一部を次のように改正する。財務省、

定による立入

検

査

をす

る

職

員

の携

帯す

る身

分

を示

す

証

明

書

 $\mathcal{O}$ 

様

式を定める命

令

(平成二十年厚生) 経済産労

業働

省省府

別紙様式表面を次のように改める。

	冲			妕		犯罪利用預金口座等に係る資金/ 法律の規定による立入検査をする
発行者名			开名	自職	所属部局	第 資金による被害回復分配金の支払等に関する をする職員の身分証明書
	平	平				第 基 接 等
	Я	Ш				に関する
	日交付	日生				ф 9,